

第2次北本市子ども読書活動推進計画(案)に対する意見と市の考え方

(パブリックコメント結果の公表)

実施期間: 令和5年11月29日～令和5年12月28日

番号	意見の内容(概要)	市の考え方(回答)
1	<p>子どもの権利条約と併せて、人権・権利・差別といったことに関する内容を分かりやすく伝える絵本、書籍を充実させると、市の取組の一貫性をより示せるのではないかと考えます。また、性教育に関する絵本や書籍の充実とアピールも望みます。</p> <p>既にそうした本を取り揃えていると思いますが、定期的に面陳にしたり、読み聞かせイベントの中の1冊に組み込んだりして、子ども(とその保護者)に繰り返しアピールしていくと、市民の意識醸成の一助になるのではないかと思います。</p>	<p>北本市子どもの権利に関する条例においては、「市は、家庭、子ども関係施設、事業者、地域等において子どもの権利に関する学習等が推進されるよう必要な支援に努め、及び環境の整備に努めなければならない。」ほか「市は、子どもが必要かつ適切な医療、福祉及び教育を受けられるよう、子ども又はその保護者に対し、必要な支援を行わなければならない。」と定めています。</p> <p>図書館での選書に当たっては、当該条例の主旨を踏まえ、子どもの権利に関する書籍のほか、人権や性教育に関する書籍等を含めて、幅広い選書に努めます。</p> <p>また、催し物でも人権等に触れた資料を活用し、啓発活動の一助になるよう、推進します。</p> <p>そのため、原案のとおりとします。</p>